

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う盛岡市立病院使用料及び手数料条例等の一部改正について

平成 20 年 3 月 26 日
保 健 福 祉 部

1 改正の趣旨

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、中国残留邦人等に対する新たな支援策が実施されることから、関係する条例の一部を改正しようとするものである。

2 新たな支援の内容

中国残留邦人等の方々の老後の生活安定のために、老齢基礎年金の満額支給に加えて、その世帯の収入が一定の基準を満たさない場合には、支援給付を行うものである。

3 条例改正の内容

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に、支援給付については、生活保護法の規定の例によるとされていることから、次の条例について、「生活保護法」と規定されている条文に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を、「生活保護法に規定する被保護者」と規定されている条文に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付受給者」を追加するものである。

- (1) 盛岡市立病院使用料及び手数料条例
- (2) 盛岡市訪問介護等手数料条例
- (3) 盛岡市水洗便所改造資金貸付基金条例
- (4) 盛岡市福祉医療資金貸付基金条例
- (5) 盛岡市夜間急患診療所条例

4 施行期日 平成 20 年 4 月 1 日

※15世帯26人が対象である。